

聖籠町職員の給料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第15号

聖籠町職員の給料等に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の給料等に関する規則の一部を改正する規則（昭和50年聖籠町規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「欠勤であったとき、若しくは給料又は地域手当」を「欠勤であった場合又は給料及び地域手当」に、「給料又は地域手当の額を超えているか又は同額であるとき」を「給料及び地域手当の額をそれぞれ超えているか若しくは同額であるときの減額すべき給与の額」に、「給料又は地域手当の額」を「給料及び地域手当の額」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。